

高規格救急自動車仕様書

第1 概要

- 1 この仕様書は、埼玉西部消防組合車両整備計画に基づき導入する高規格救急自動車（以下「車両」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日付消防消第49号）、関係法令及び通達の定める要件に適合すると共に本仕様書に基づき製作するものとする。
- 3 製作工程において発生する廃棄物等の処理にあつては、環境に配慮し可能な限りリサイクルするとともに、排出量を抑制するよう努めること。

第2 高規格救急自動車

1 車両概要

車両は、別表1に掲げる車両本体一式及び艀装とする。また、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認が得られるものとし、主な車両諸元は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------------|-------------|
| (1) 全長 | 5,660mm以下 | |
| (2) 全幅 | 1,900mm以下 | |
| (3) 全高 | 2,600mm以下 | (アンテナ部を除く。) |
| (4) 室内寸法 | (室内長) 4,240mm以上 | |
| | (患者室内長) 3,300mm以上 | |
| | (患者室内幅) 1,720mm以上 | |
| | (患者室内高) 1,830mm以上 | |
| | (後部開口高) 1,530mm以上 | |
| | (患者室通路幅) 385mm以上 | |
| (5) 乗車定員 | 7名以上 | |
| (6) 最小回転半径 | 6.4m以下 | |
| (7) 駆動方式 | 4輪駆動ができるもの | |
| (8) トランスミッション | オートマチック | |
| (9) ステアリング | パワーステアリング (右ハンドル) | |
| (10) 排気量 | 2,400cc以上 | |
| (11) エンジン出力 | 145PS以上 | |
| (12) 使用燃料 | レギュラーガソリン | |
| (13) 燃料タンク容量 | 65リットル以上 | |
| (14) 制動装置 | ABS装置付き | |

2 室内仕様

別表2「車両特殊艙装 1 室内仕様」に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 空気バネ式ストレッチャー用防振架台とし、左右にスライドでき架台位置を固定できること。また、心臓マッサージの際に防振機能を固定する装置を装備したものを傷病者室中央に設けること（コンプレッサー内蔵型）。なお、ストレッチャー搬入ガイド及びストレッチャー落下防止措置を設けること。
- (2) メインストレッチャー架台の左側に、前向きハイバック 1 人掛けと横向きの座席（2 人掛け以上）を設置し、シートベルトを取り付けること。横向きの座席の下には、収納スペースを確保すること。
- (3) メインストレッチャー架台頭部側に後向き跳ね上げ式 1 人掛けの座席を設置し、シートベルトを取り付けること。
- (4) 前記の付近に開閉式汚物缶を設置すること。
- (5) 傷病者室の助手席後部付近に収納庫を設置すること。
- (6) メインストレッチャー架台に保育器固定装置を設置すること（ベルトを含む。）。
- (7) 傷病者室の資器材棚下部に収納庫を設置し、サブストレッチャー（モデル 65EXLwith pin）を設けること。なお、堅牢なものを使用し、脱落等のないようにすること。
- (8) バックボード固定装置を資器材棚下部に設けること。
- (9) メインストレッチャー右側にサイドラック（扉式又は引き出し式）、ルーフサイドラック及びME 機器ラックを設けること。
- (10) アシストグリップを傷病者室天井中央及び右側（2 か所）に取り付けること。その天井（天井付近を含む）にルーフネットを3式取り付けること。（詳細な位置は別途指示する。）
- (11) 室内灯を傷病者室に設けること（4 灯）。
- (12) 傷病者灯をメインストレッチャー頭部天井に設け、左右調光器単独スイッチを設けること。
- (13) 点滴容器固定装置（2 本）を酸素マスク収納庫付近及び天井アシストバー（2 か所）に設けること。
- (14) 酸素吸入装置の取り付けは、次のとおりとすること。
 - ア 酸素ポンペ、レギュレータ及び加湿流量計本体は、別途契約する高度救命処置用資機材販売業者から購入するので、当該販売業者と調整し配管の敷設（配管処理・三方チーズ等）及び取り付け、耐圧テストを実施しておくこと。
 - イ 加湿流量計は、2 連式（オキシパック加湿流量計 OX-III S）とし2名同時に使用できる構造とすること。
 - ウ 酸素吸入装置は、加湿流量計（15 リットル用）付き酸素吸入及び人工蘇生装置（ヨーク型）とする。
 - エ アルミ製酸素ポンペ（9.4 リットル）2 本を収容可能な格納庫を設け配管を敷設すること。なお、ポンペに減圧弁を各々取り付け、室内から容易に操作ができる構造とすること。

- (15) 加湿流量計付近に、デマンドバルブや酸素マスク等を収納できる小物入れを取り付けること。(詳細な位置は別途指示する。)
- (16) 傷病者室に換気扇を設けること。
- (17) イオン発生機(プラズマクラスター)を取り付けること。また、専用の電源を設けること。
- (18) 運転席後部(運転室と傷病者室の間)に間仕切りカーテンを取り付けること。
- (19) 傷病者室後部窓にカーテンを取り付けること。なお、カーテンは電動カーテンとし、運転席のスイッチにより開閉操作ができること。
- (20) DC12V 出力コンセント(シガライター型・3個)を別途指示する位置に設けること。
- (21) AC100V 出力コンセント(アース付ダブルコンセント2口を3か所)を別途指示する位置に設けること。
- (22) DC/AC インバーター(正弦波、100V300W以上)を別途指示する位置に設けること。
- (23) 傷病者室の床は、防水ボードを使用し水洗いのできる清掃性の高い床とすること。
- (24) ペーパータオルホルダーを別途指示する位置に取り付けること。
- (25) ME 機器周辺にコード類用可倒式フックを取り付けること。
- (26) ウォール型血圧計架台を別途指示する位置に取り付けること。
- (27) A3サイズの地図入れを別途指示する位置に取り付けること。
- (28) 傷病者室ルーフサイドに資機材並びに薬品等が収納できる収納庫を3か所設けること。
- (29) サイドラック後部に、大型収納庫を取り付けること。
- (30) 指定する場所にウェルパス収納庫を取り付けること。
- (31) 別途指示する位置にヘルメットホルダーを取り付けること。
- (32) オゾン滅菌器(オゾンUV エアクリア OUV-III・ハンドルアダプタセット付)を積載すること。
- (33) 傷病者室内に温度計及び湿度計を取り付けること(アナログ一体型)。

3 車体仕様

別表2「車両特殊艙装 2車体仕様」に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) ヘッドライトについては、LEDヘッドランプ(オートレベリング機能付)若しくは同等の性能を有する装置とすること。
- (2) 傷病者室への出入口は、車体左側中央部にスライド式ドアとシェーダークローザーとすること。
- (3) 後部ドアは、跳ね上げ式とシェーダークローザーとすること。また、スポットランプを設けること(角度調節式)。また、ハイマウントストップランプ、内側にリヤウインドウデフォグガー、停止表示灯を取り付けること。
- (4) 傷病者室への出入口及び後部出入口には、それぞれ昇降ステップ及びグリップを設けること。なお、後部グリップは大型とすること。

- (5) 傷病者室の窓は全てプライバシーガラスとし、側面は全面に曇りフィルムを貼付し、後面は下から 2/3 に曇りフィルムを貼付すること。
- (6) エアコンは、フロントエアコンとオーバーヘッドリヤクーラーのセット（メーカー純正品）を取り付けること。
- (7) 傷病者室に温水式ヒーターを設けること。
- (8) 傷病者室に容量最大の収納庫を設け、扉内側にネットシェルフ、外側にホワイトボードを設けること。
- (9) フロントバンパーは、標準タイプとすること。
- (10) フロントバンパーの左右両側にコーナーセンサーを取り付け、運転室内に動作確認用のインジケーター及びブザー音スイッチを取り付けること。
- (11) 別途指示する位置にフラッシャーランプを取り付けること。
- (12) ルーフサイドに、LED 作業灯を左右各 2 個取り付けること。
- (13) バッテリー管理器を付属すること。
- (14) バッテリーは、車両を使用するのに十分対応できる容量のものとする。
- (15) 車体後部に外部電力入力マグネット式 AC100V 用電源の取り入れソケット（キャップ付）を 1 か所設け、接続コード（10m）を付属すること。
- (16) 助手席用アウトサイド補助ミラーを取り付けること。
- (17) 後輪左右に路肩灯（LED 又は同等の性能を有するもの）を取り付け、スモールランプと連動させること。
- (18) 運転室の車載無線装置については、次によること。
 - ア 取り付けスペースを設け、受け台を取り付けること。
 - イ 運転室及び傷病者室に無線機用の配線をする事。
 - ウ 電源、アンテナの配線を施し、電源はバッテリーから直接取ること。
 - エ アンテナを設置し、アンテナベースの位置に点検用蓋を設けること。
- (19) 傷病者室の無線設備については、次によること。

無線機本体より傷病者室内に無線機送受信器用の配線をして、後部座席通話装置（スピーカー付）を設けること。
- (20) 車体には、アースボンディング処理をすること（ドア等にメッシュワイヤ）。
- (21) 無線機は別紙の仕様書とし、本仕様書と重複するものについては除くことができるが、担当者と協議すること。
- (22) 電波法等の関係法令に基づく諸申請、検査等は受注者が行うこと。また、無線局免許状のほか、技術基準適合証明証書についても添付すること。
- (23) 運転席天井付近にフレキシブル式のマイクを取り付けること。
- (24) 運転席と助手席の間のセンターコンソール部に、A3 サイズの書類入れ収納庫を取り付けること。
- (25) 助手席にスポットライト（フレキシブル式）を設けること。
- (26) バックブザー（音声案内）を取り付けること（解除スイッチ付）。
- (27) メーカー純正仕様のナビゲーションシステムを設置すること。
- (28) 後方モニター及び自動車を真上から見た状態の映像が標示される装置を、運転者の視界を妨げない位置に設置すること。

- (29) 当局指定のドライブレコーダーを、道路運送車両の保安基準に基づき視界を妨げない位置に取り付けること。配線はピラー内張りを通すなどし、運転の妨げにならないよう配慮すること。(シガーソケットは使用しないこと。)
- (30) 全輪に泥除けを取り付けること。
- (31) タイヤは、スペアを含め全てスチールラジアルとすること。
- (32) 各装置のスイッチ類には名称及び「入/切」又は「ON/OFF」を表示し、集合して取り付けること。
- (33) 自動車用消火器(6型)を積載すること。
- (34) 各電球及びヒューズ類に予備を5個ずつ備えること(LED電球を除く)。
- (35) ウー音同時吹鳴スイッチを設けること(運転席、助手席)。
- (36) 二段式インナーミラー又は助手席用インナーミラーを取り付けること。
- (37) 盗難防止装置(シフトロック型)を取り付けること。
- (38) フロントドアステップ及び左サイドステップはアルミ縞板張りとし滑り止めを施すこと。
- (39) リヤステップ・リヤバンパーはアルミ縞板張りとし滑り止めを施すこと。
- (40) モーターサイレンスイッチを設けること(運転席・助手席)。
- (41) 付属品は、次によること。
 - ア スペアータイヤ(ホイール付1本)
 - イ スタッドレスタイヤ(全輪分)ホイール付
 - ウ ゴム製タイヤチェーン(1組)
 - エ 純正金属タイヤチェーン(1組)
 - オ フロアマット(一式)
 - カ 三角停止表示板(1個)
 - キ ブースターケーブル(1組)
 - ク キーレスエントリー(3個)
 - ケ 車輪止め(1組)
 - コ 標準工具(一式)
 - サ その他メーカー標準付属品及び取り付品は全て納入すること。ただし、本仕様書と重複するものについては除くことができる。

4 塗装

別表2「車両特殊艤装 3 塗装、標示文字及びその他特別仕様」に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 車体の塗色は、白色塗装とする。後処理として、ポリマーシーク加工又は同等以上の処理をし、汚れの付きにくい塗装とすること。
- (2) 車体周囲中央部に赤色ラインを70mmのテープ又は焼付け塗装で入れること。テープ又は焼付け塗装については、再帰性に富んだ反射材を使用すること。ただし、再帰性に富んだ反射材は車両両側面及び後部に使用すること。

5 標示文字等

別表2「車両特殊艤装 3 塗装、標示文字及びその他特別仕様」に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 車体の両側面

車体両側に、向かって左側から「埼玉西部消防局」と、緑色反射文字にて記入すること。文字の大きさは縦 120mm×横 120mm とし、書体は丸ゴシック体とすること。なお、詳細位置は別途指示する。

(2) 車体の後部面

車体後部に、「埼玉西部消防局」と、緑色反射文字にて記入すること。文字の大きさは縦 120mm×横 120mm とし、書体は丸ゴシック体とすること。なお、詳細位置は別途指示する。

(3) ルーフ両側面

車体のルーフ両側に、緑色反射文字にて丸ゴシック体で「SAITAMASEIBU AMBULANCE」と記入すること。なお、詳細位置及び大きさについては別途指示する。

(4) 車体前及び後部

車体前及び後部左右に小隊記号を緑色反射文字にて記入すること。文字の大きさは縦 60mm×横 45mm とし、書体は丸ゴシック体とすること。なお、詳細位置及び標示内容については別途指示する。

(5) 運転室前方両側

運転席ドア及び助手席ドアに整理番号を緑色反射文字にて記入すること。文字の大きさは縦 50mm×横 25mm とし、書体は丸ゴシック体とすること。なお、詳細位置及び標示内容は別途指示する。

(6) 屋根標示

屋根に屋根標示を黒色文字にて記入すること。文字の大きさは縦 800mm×横 600mm とし、書体は丸ゴシック体とすること。なお、詳細位置及び標示内容は別途指示する。

(7) 消防ロゴマーク

当消防局で指定するロゴマークを車体左右の両側に記入すること。なお、マークの位置、大きさ、色等は別途指示する。

(8) その他

補修用塗料として、タッチアップペイント各々を付属すること（白 3、赤 1）。

6 取付品及び付属品

取付品及び付属品は、別表 3 に掲げる、1 メインストレッチャー、2 サブストレッチャー、3 電子サイレン、4 赤色警光灯、5 消火器、6 モーターサイレンとする。

なお、スクープストレッチャーをサブストレッチャーとする。

7 検査

(1) 車両製作開始後、当消防局職員による中間、完成、その他必要と認める検査を受けること。

- (2) 検査を受けようとするときは、事前に検査日時、場所を当消防局に連絡し承認を受けること。
- (3) 検査に当たっては、営業及び技術担当者が立ち会うこと。
- (4) 検査の結果、当消防局が不都合と認めたものについては、直ちに修復又は交換の上、再検査を受けること。
- (5) 完納検査は、別途契約する高度救命処置用資機材の請負業者と一緒に受けること。

第3 高度救命処置用資機材

高度救命処置用資機材は、別表4に掲げる1 気道確保用資機材、2 ビデオ喉頭鏡、3 半自動式除細動器（2 相波形式）、4 輸液用資機材とし、別途契約する高度救命処置用資機材販売業者から購入する。

第4 応急処置等に必要な資機材

応急処置等に必要な資機材は、別表5に掲げる1 保温・搬送資機材のターポリン担架、レスキューシート、ビニールシート及びブレイクアウエイストレッチャー、2 その他の資機材のリングカッター、セイバーライト 2010、バルカン 180 ファイヤー、LED 点滅合図灯、防刃ベスト及び救急用毛布とする。メーカー標準付属品付きとし、必要に応じ当消防局の指示を受けること。

第5 その他の特別仕様

その他の特別仕様として別表2「車両特殊艤装 3 塗装、標示文字及びその他特別仕様」に掲げるもののほか、次のとおりとする。なお、車体装備品は、次により安全確実に取り付けること。

- 1 フォグランプを取り付けること。
- 2 車両前にフラッシャー型赤色点滅灯を2個取り付け、ルーフ上の警光灯と連動させること。
- 3 運転席及び助手席の窓は、パワーウインドー方式とすること。
- 4 消防章をフロントグリル中央部に取り付けること。
- 5 カーラジオ（メーカー純正品）※ナビ一体
- 6 車両用時計（メーカー純正品）
- 7 ナンバー枠を前後に取り付けること。
- 8 運転席、助手席にサンバイザー及びサイドバイザーを取り付けること。
- 9 クーラーボックスを搭載すること。（容量7リットル以上）
- 10 アナログ3針式時計を傷病者室の別途指示する位置に設けること。
- 11 フロントアンダーミラーを取り付けること。
- 12 車両右側に収納スペースを設け、災害現場で救出活動に使用する工具を取り付けること。
 - (1) バール
 - (2) 万能斧

- (3) シートベルトカッター
 - (4) ガラスカッター
 - (5) ボルトクリッパー
- 13 光ビーコン車載器を取り付けること。
- 14 路肩灯スイッチを取り付けること。

第6 指示事項

- 1 本仕様書の内容に関して疑義が生じたときは、当消防局と協議の上、承認を受けること。
- 2 本仕様書に記載されていない事項についても、本事業に必要と認めるものについては工作すること。
- 3 本仕様書にて特に指示のないものについては、それぞれのメーカー標準仕様とすること。
- 4 車両製作に先立ち、本仕様に基づく次の書類を各 2 部提出し、当消防局の承認を得ること。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 車両外観図
 - (3) 室内装備図
 - (4) シャーシ関係書類
 - (5) その他当消防局の指示する書類等
- 5 緊急指定証の届出は納入期限から 6 週間前を目安に実施し、確認証は納車時まで提出すること。
- 6 車両の登録日は当消防局と打合せすること。
- 7 車両登録番号(ナンバー)は当局が指定する番号とすること。
- 8 納車と同時に、車両、資機材等の取扱説明書及び当消防局の指示する書類を提出するとともに、当消防局職員に取扱いの説明を行うこと。
- 9 納車時の点検整備は、細部にわたり実施するとともに別途発注する救急資機材を納入する業者と調整し、当消防局の指示によりこれらを取り付け又は積載しておくこと。
- 10 納車時にシャーシ関係の取扱い説明書を提出すること。
- 11 納入までの経費については、全て受注者が負担するものとする。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金については、受注者がこれらを立替払いし、発注者が納車後に支払うものとする。
- 12 その他当消防局の指示する書類を提出すること。
- 13 本仕様書に記載されている規格については、同等品以上とすること。
- 14 納入台数
3 台
- 15 納入期限
令和 7 年 3 月 19 日
- 16 納入場所
飯能市大字小久保 291 番地 埼玉西部消防組合飯能日高消防署

第7 保証

保証期間は納入から起算して1年間とし、通常の使用により故障、破損等の欠陥が生じたときは、速やかに無料で修理すること。ただし、艀装、組立、材質等の理由で受注者側の原因により生じた故障、又はこれらの欠陥が明白であるときの修理、交換等の保証期間は車両の使用期間中とし、その費用は全て受注者が負担するものとする。

第8 特記事項

本契約に関する支払い方法は、履行完了後一括払いとする。

無 線 機 仕 様 書

無線電話装置の取り付け及び配線方法等は、次のとおりとすること。

- 1 無線電話装置は更新車両からの載せ替えとし、当消防局が指定する位置に設置するとともに専用配線を設けること。(更新車両からの取り外し、取り付け機器の改造を含む。) ただし、アンテナ及びハンドセットは、新品とする。
- 2 動態登録端末装置・位置情報監視装置 (GPS-AVM 端末) は更新車両からの載せ替えとし、当消防局が指定する位置に設置するとともに専用配線を設けること。(更新車両からの取り外し、取り付け機器の改造を含む。)
- 3 動態登録端末補助装置 (6 動態登録) を当消防局が指定する位置に設置すること。
なお、登録ボタンの名盤については、別途指示することとする。
- 4 無線電話装置等のアンテナ配線は、アンテナ設置部から本体装置付近まで隠し配線とし体裁良くすること。
- 5 通話装置は、助手席前面と患者室の当消防局が指定する位置に設置すること。
- 6 受令機は、更新車両からの載せ替えとし、当消防局が指定する位置に設置すること。
- 7 無線機本体が、スピーカー内臓型の場合は、無線機本体及び外部スピーカーの両方から同時に可聴できること。